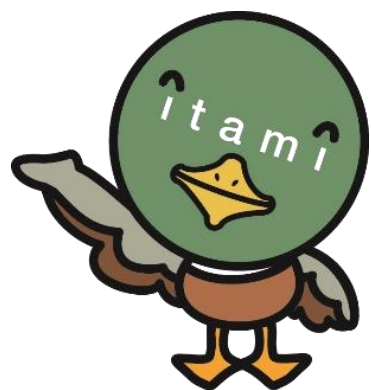


ご協力ありがとうございます。

# 災害時協力井戸の 手引き

- 1 災害時協力井戸とは
- 2 普段から気を付けて  
いただきたいこと
- 3 いざ、災害が起きたら！
- 4 利用される、みなさまへ！



伊丹市マスコット たみまる

## 伊丹市

# 1

## 災害時協力井戸とは？

伊丹市では、大地震などの災害が発生し、水道が断水したときなどに、地域住民の方にトイレや清掃などに使う生活用水として、井戸水を提供していただける井戸を『災害時協力井戸』として登録しています。

登録者のご自宅などには、このプレートの掲示をお願いしています。



伊丹市ホームページに、登録状況を掲載しています。

URL <http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOMU/KIKIKANRI/index.html>

## 2

## 普段から気を付けていただきたいこと

- ◎井戸とその周辺は整理し、清潔に保ちましょう。
- ◎井戸枠の破損や、揚水ポンプの故障などが無いか、定期的に点検しましょう。
- ◎長い間、使っていない井戸では、井戸水が濁ることがあります。日頃から、散水などに井戸水を使うよう心がけましょう。

### お願い

登録内容に変更が生じましたら、お手数ですが、危機管理室(電話072-784-8166)まで連絡をお願いします。

例えば

- ・転居、売買などのため、登録を解除したい。
- ・工事などで、井戸を埋めてしまった。
- ・井戸水が揚がらなく、枯れてしまった……など。

# 3

## いざ、災害が起きたら！

◎井戸の状態や周囲の安全を確認し、協力できる範囲内で、自主的に井戸水を地域住民の方に提供してください。

※災害発生時は、まずはご自身やご家族の安全を確保してください。

◎井戸水を提供していただく場合、特定の利用者に偏ることなく、公平に井戸水の提供をお願いいたします。

◎井戸水を提供していただく場合、(念のため)飲料水として 提供しているものでない旨をお伝えください。

※地震などにより、水質が変動している可能性があります。井戸水はトイレや清掃用水としてご提供ください。

◎地震などにより、井戸などが被害を受け、井戸水の提供が困難な場合は、登録プレートを取り外し、危機管理室まで、その旨を連絡してください。

# 4

## 利用される、みなさまへ！

井戸水の提供は、井戸設置者の善意により行われています。提供について、絶対的な義務を負うものではありません。

井戸水の提供を受ける場合、以下の事項についてご了承願います。

- ①井戸水の提供は、大地震など大規模災害の発生時のみです。

水道工事などによる一時的な断水時などは利用できません。

- ②状況により、井戸水を提供できない場合があります。

災害により井戸が壊れた場合や、停電によりポンプが使用できない場合など、井戸設置者(提供者)が井戸水の給水を制限又は中止する場合があります。

- ③井戸水は飲料水としての提供ではありません。

飲料水ではなく、トイレや清掃用水など、生活用水として利用してください。

- ④特定の利用者に多量に提供することはできません。

- ⑤井戸水を運ぶ容器は、利用者でご用意ください。

持ち運びも、原則、利用者の方が行ってください。

- ⑥井戸設置者(提供者)の責任は問えません。

井戸水の提供を受けた結果、井戸設置者(提供者)の故意でなく、利用者の身体及びその所有する物品に被害が生じた場合は、提供者にその責を問うことはできません。

伊丹市では、平成30年度から災害時協力井戸の登録制度を開始し、多くの方々のご協力により登録されています。

引き続き、みなさまのご協力を、よろしくお願いいたします。

**伊丹市総務部危機管理室**

令和2年7月発行

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地 防災センター2階 TEL072-784-8166